

令和6年4月25日 入札公告
令和6年6月11日 入札及び開札

閱 覧 図 書

事業名 : 明現山国有林外森林整備事業(造林)
事業場所 : 広島県庄原市総領町 明現山国有林外
事業量 : 地拵 3.36 ha
植付(新植) 3.71 ha
除伐 2.39 ha

1. 森林整備事業請負契約書(案)
2. 可分事業内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業位置図
5. 請負事業事故報告書様式
6. 契約情報の公表

広島北部森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

収入
印紙

- 1 事業名 明現山国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 広島県庄原市総領町 明現山国有林外
- 3 事業量 別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和7年3月14日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、「可分事業内訳書」のとおり
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也）
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実に認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

- 7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第38条第1項は、別紙「可分事業内訳書」の可分作業毎に適用するものとする。
- (3) 使用材料は書面により報告し、承認を受けた後に材料購入を行うこと。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年4月25日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 三次市十日市中2丁目5-19

氏 名 分任支出負担行為担当官
広島北部森林管理署長 児玉 望 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受

任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可分事業内訳書

作業種	森林事務所	作業期間	国有林	林小班	記番	林齢	数量	摘要
地拵	西城	自 契約締結日の翌日 至 令和 7 年 3 月 14 日	明現山	826- I は 2	1		3.36ha	全刈存置
地 拵 合 計							3.36ha	
植付 (新植)	西城	自 令和 6 年 9 月 20 日 至 令和 6 年 11 月 30 日 自 令和 7 年 2 月 20 日 至 令和 7 年 3 月 14 日	明現山	826- I は 2	1		3.71ha	ヒノキ 11, 130本
植 付 (新 植) 合 計							3.71ha	ヒノキ 11, 130本
除伐	西城	自 契約締結日の翌日 至 令和 7 年 3 月 14 日	明現山	825- I れ	1	17	1.47ha	
			ヒナ山	824よ	2	18	0.92ha	
除 伐 合 計							2.39ha	

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上に撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名			事業場所					
発生日時	令和 年 月 日 (曜日)			時 分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)	性別		職種	
	連絡先	(TEL)					経験 年数	
	傷病名	傷病 部位		休業見込期間 ・死亡日時		被災 場所		
今後の対策								
所見・状況								

地拵（全刈存置）仕様書

（地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 地床植生の刈払等により発生した刈払物については、その場に存置する。

（立木の保残）

- 2 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

（巻枯らしの要領）

- 3 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

（その他）

- 4 地拵実施後、植付までに期間が空いたことにより再度下草が繁茂し、植付に支障を来すと判断される場合は、監督職員と現地立会のうえ、植付に支障がない最低限の範囲で刈払を指示することがある。
- 5 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付（新植）仕様書

（地拵の確認）

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

（植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離）

- 2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	1 ha当たりの植付本数（本/ha）	備考
ヒノキ	3,000 本	明現山国有林

- 3 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 4 全刈存置地拵箇所植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は
1. 80mとする。

（植付要領）

- 5 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したものを）を用いて植付地点を決定する。
- 6 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 7 植穴は、植付地点を中心として約50cm四方程度の地被物を取り除き、広めに深めに掘る。
- 8 植穴掘をする場合、中の石や根は取り除き、腐植土は周辺に散乱させないように置く。
- 9 植付は、苗木の根を指で広げながらやや深めに入れ、手で苗木を支えつつ土を寄せかけする。この場合、植穴に落葉等が混入しないように注意する。
- 10 土の寄せかけは、苗木を揺り動かしながら苗木を少し引き上げるようにし、根の位置が自然の深さとなるようにするとともに、根の間に土が十分入るようにすること。
- 11 植付した苗木を少し上に引き加減にしながら、植穴の周囲から中心に向かって踏み固め、苗木を安定させる。
- 12 植付苗木の根元に落葉その他の地覆物を寄せかけ、十分被覆すること。

(仮植の実施)

- 13 苗木の枯損防止対策として、全記番において仮植を計上している。納入後、当日植付しない分については全て仮植すること。
- 14 仮植期間については、1週間以内を基本とする。
- 15 仮植地については監督員と現地立会のうえ決定すること。
- 16 その他上記により難しい場合は、事前に監督職員と協議すること。

(その他)

- 17 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

苗木（普通苗）購入仕様書

- 1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	苗長	苗長	数量	備考
ヒノキ	2年生	35～60cm	5.5mm以上	11,130本	
計				11,130本	

- 2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

ア 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。

イ 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、秋伸び、徒長がなく、頂芽が完全なもの。

ウ 根が四方によく発達し、太根が多く、細根を適当につけており、鳥足状、団子状になっていないもの。

エ 地上部と地下部の均整がとれているもの。

オ 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。

カ 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。

キ 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

- 3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等により優良苗木を購入すること。

- 4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

- 5 苗木の輸送方法等については、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し次の要領で行うこと。

ア 苗木の梱包には「こも」を使用すること。

イ こもはなるべく厚手のものを使用し、結束は3箇所以上とする。

ウ 根の部分に、わら、こもれぎ等をあて、根の乾燥を防ぐこととする。

エ 仮植地の選定及び仮植方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に実施すること。

- 6 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか、監督職員の確認を受けること。

なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

- 7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

除伐仕様書

(除伐木)

- 1 除伐木は、現に造林木の生長を阻害するもの、今後造林木の生長を阻害するおそれのあるものとする。
- 2 造林木であっても形質不良木は除伐する。
- 3 除伐木の切断の高さは、ぼう芽勢、造林木の樹高などを勘案して中段切り（地際よりおおむね1.0m以下）とする。ただし、地形の制約、安全上の理由等により、技術上前記の切断高で除伐できない場合は、監督職員の指示を受けること。

(天然更新木の保残)

- 4 造林木がないか造林木があっても健全な成長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。
- 5 植栽列の間隔が広い箇所（筋置地拵の筋置箇所、豪多雪地帯に設定されたほ行防
止帯等）に成長している天然更新木のうち、隣接する造林木の生長を阻害するおそれのないものは保残する。
- 6 伐採時から保残し、健全に生長している高木性広葉樹は引き続き保残する。
- 7 造林木に巻き付いているつる類は根元から切断すること。

(その他)

- 8 その他必要事項については監督職員の指示によること。

森林整備事業位置図



事業箇所
(ヒナ山国有林)

事業箇所
(明現山国有林)

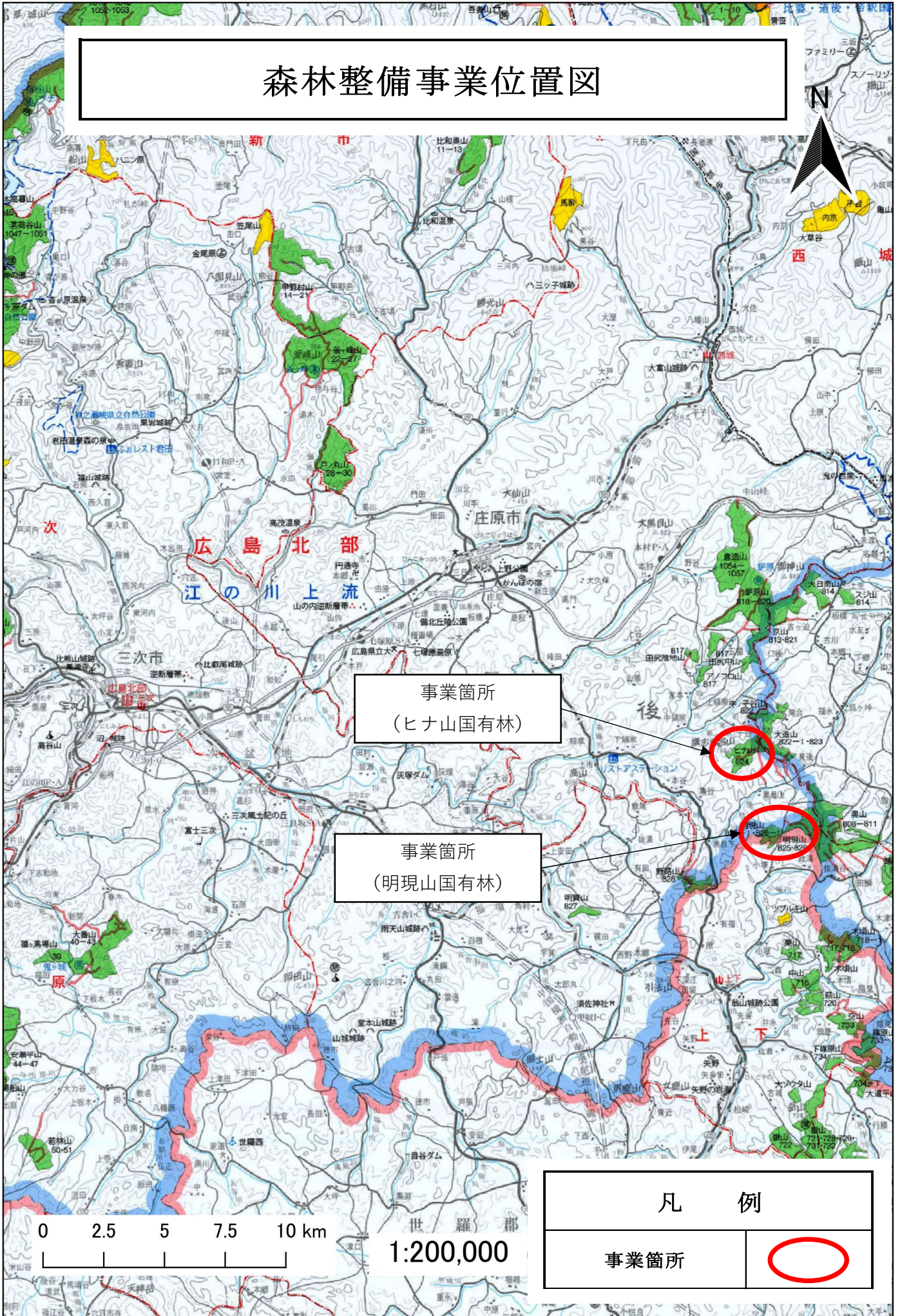
凡 例

事業箇所



0 2.5 5 7.5 10 km

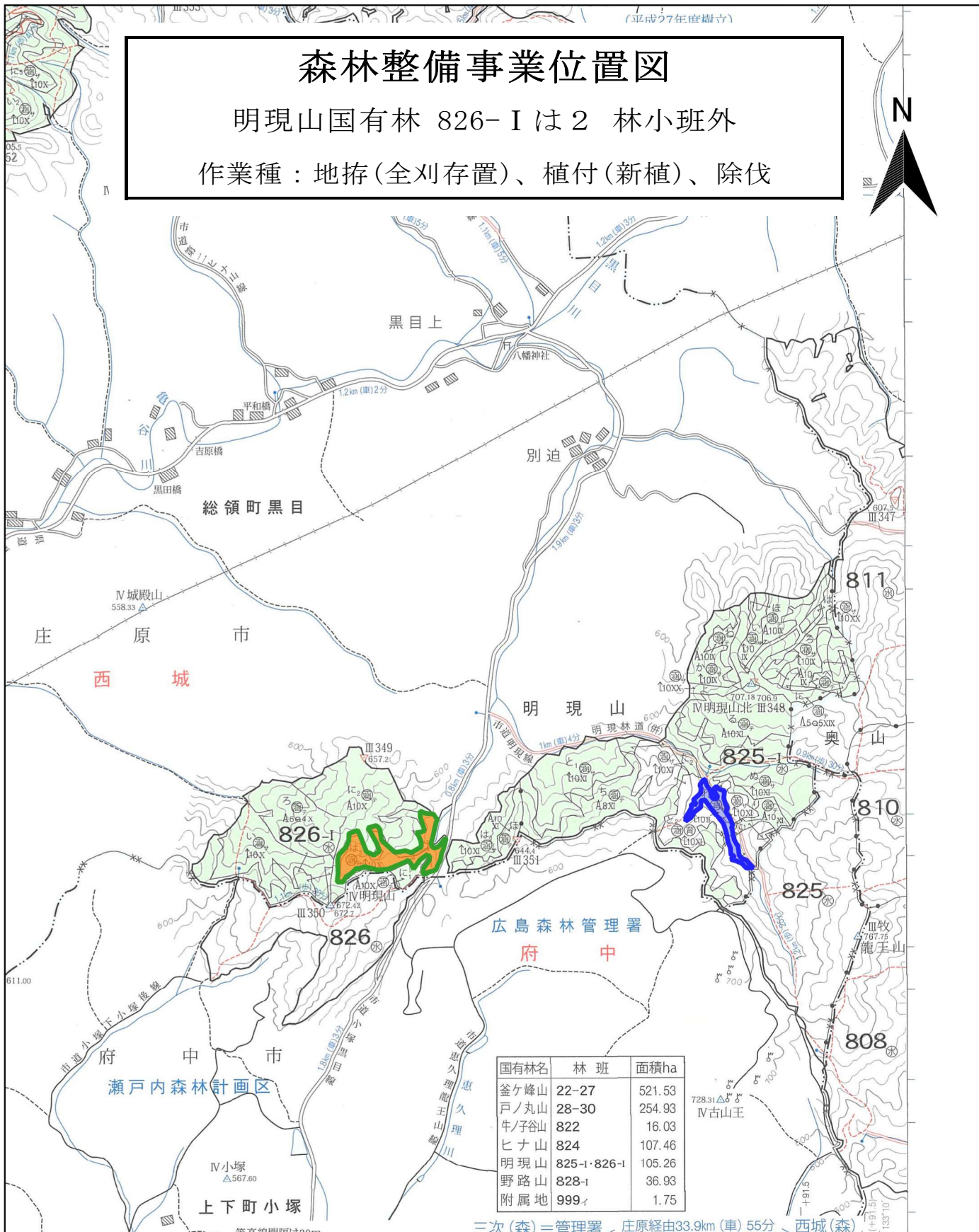
1:200,000



(平成27年度調査)

森林整備事業位置図

明現山国有林 826-Iは2 林小班外
作業種：地拵(全刈存置)、植付(新植)、除伐

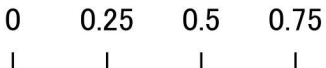


国有林名	林班	面積ha
釜ヶ峰山	22-27	521.53
戸ノ丸山	28-30	254.93
牛ノ子谷山	822	16.03
ヒナ山	824	107.46
明現山	825-I・826-I	105.26
野路山	828-I	36.93
附属地	999-I	1.75

三次(森) = 管理署 ← 庄原經由33.9km(車) 55分 → 西城(森)

人工	天然	混交	育齡	複層	山地	水田	自給	森林	快滴	附帯	貸地	雑
↑	↓	↔	8	VI	↑	↓	↑	↓	↑	↓	↑	↓
凡	天然	混交	育齡	複層	山地	水田	自給	森林	快滴	附帯	貸地	雑
例	葉樹	葉樹	混交	歩	天然	層	防	養	持	利	形	帯

凡例	
地拵、植付(新植)	
除伐	



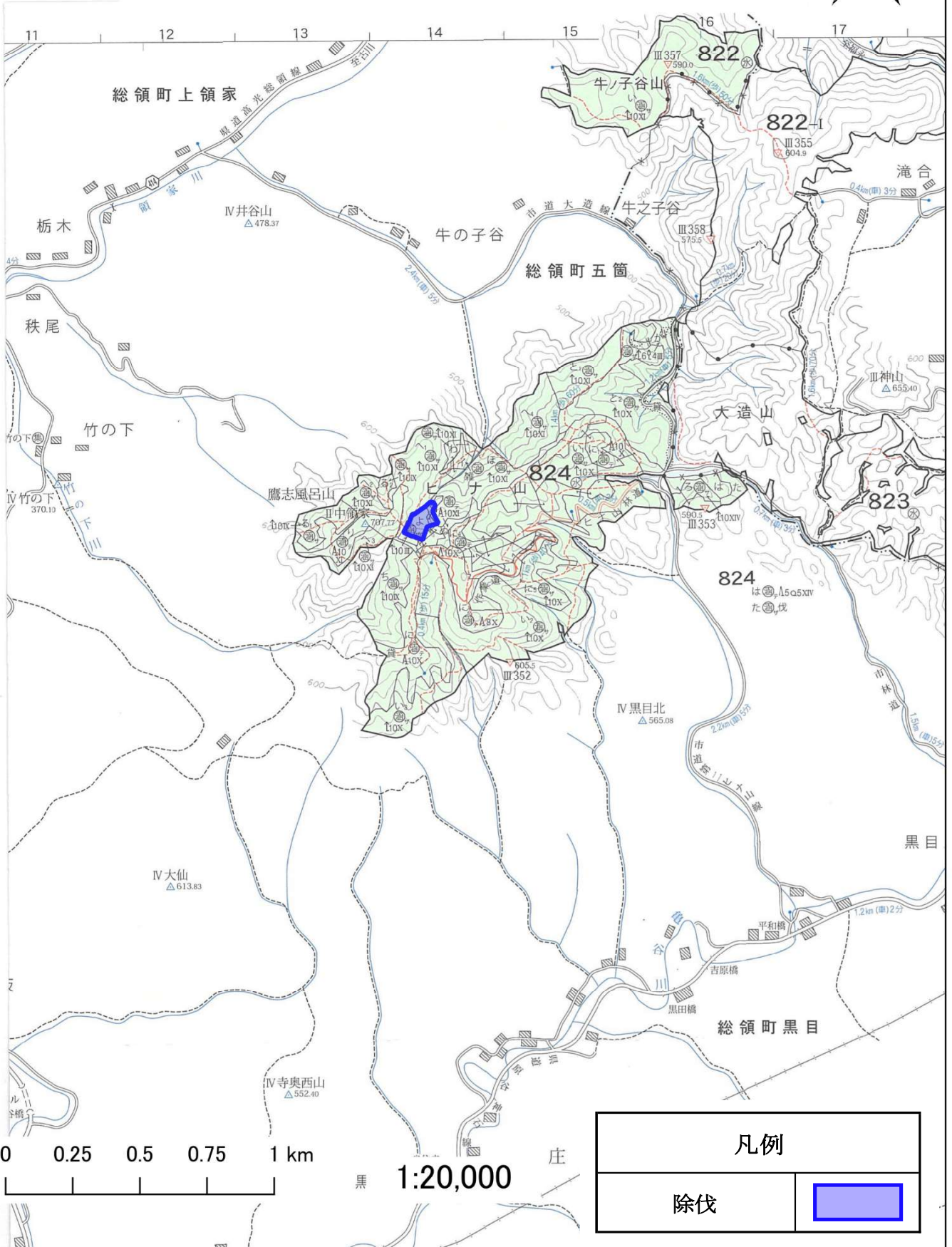
1:20,000

森林整備事業位置図

ヒナ山国有林 824よ 林小班

作業種：除伐

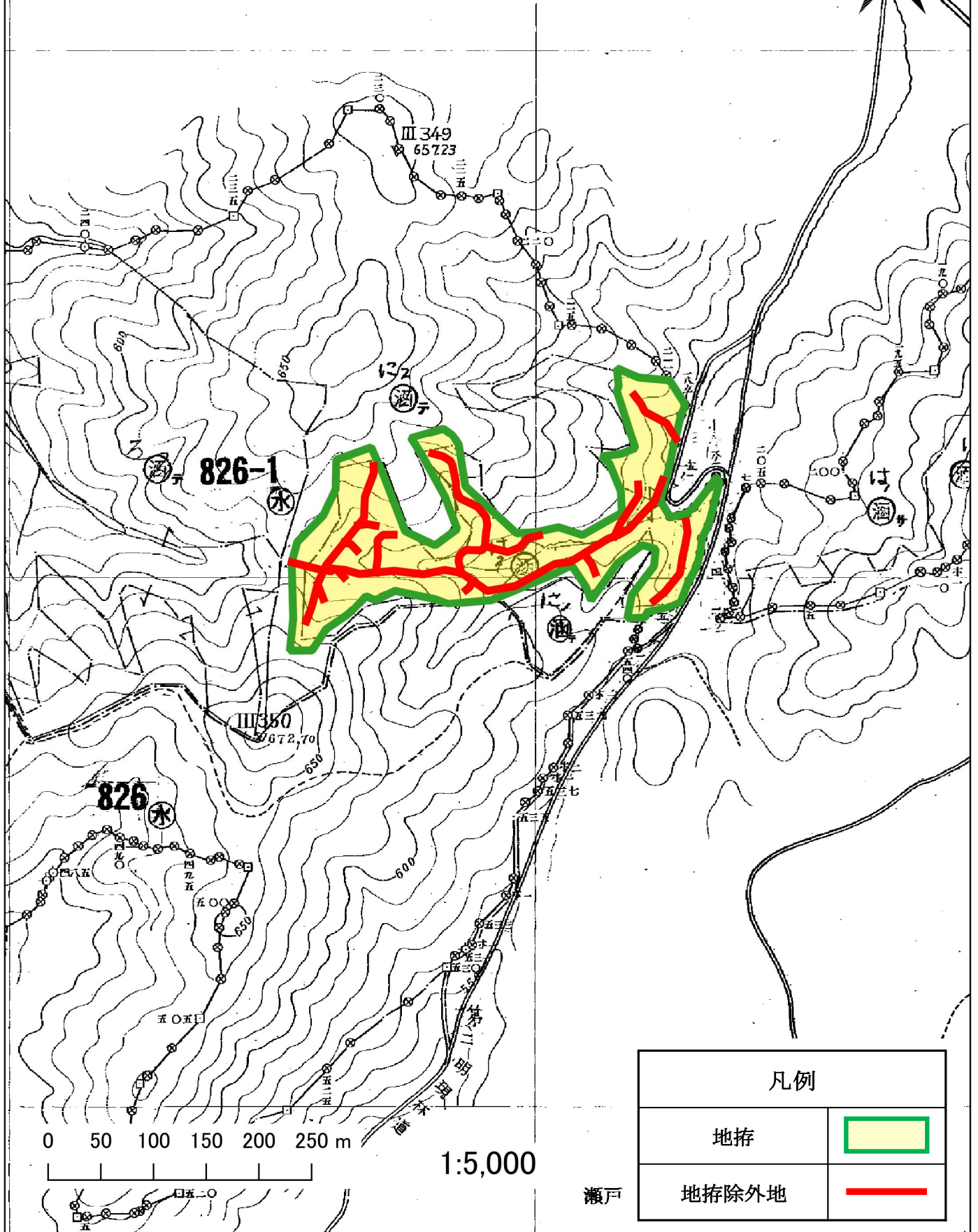
N



森林整備事業位置図

明現山国有林 826-I は 2 林小班

作業種：地拵(全刈存置)



凡例	
地拵	
地拵除外地	

瀬戸

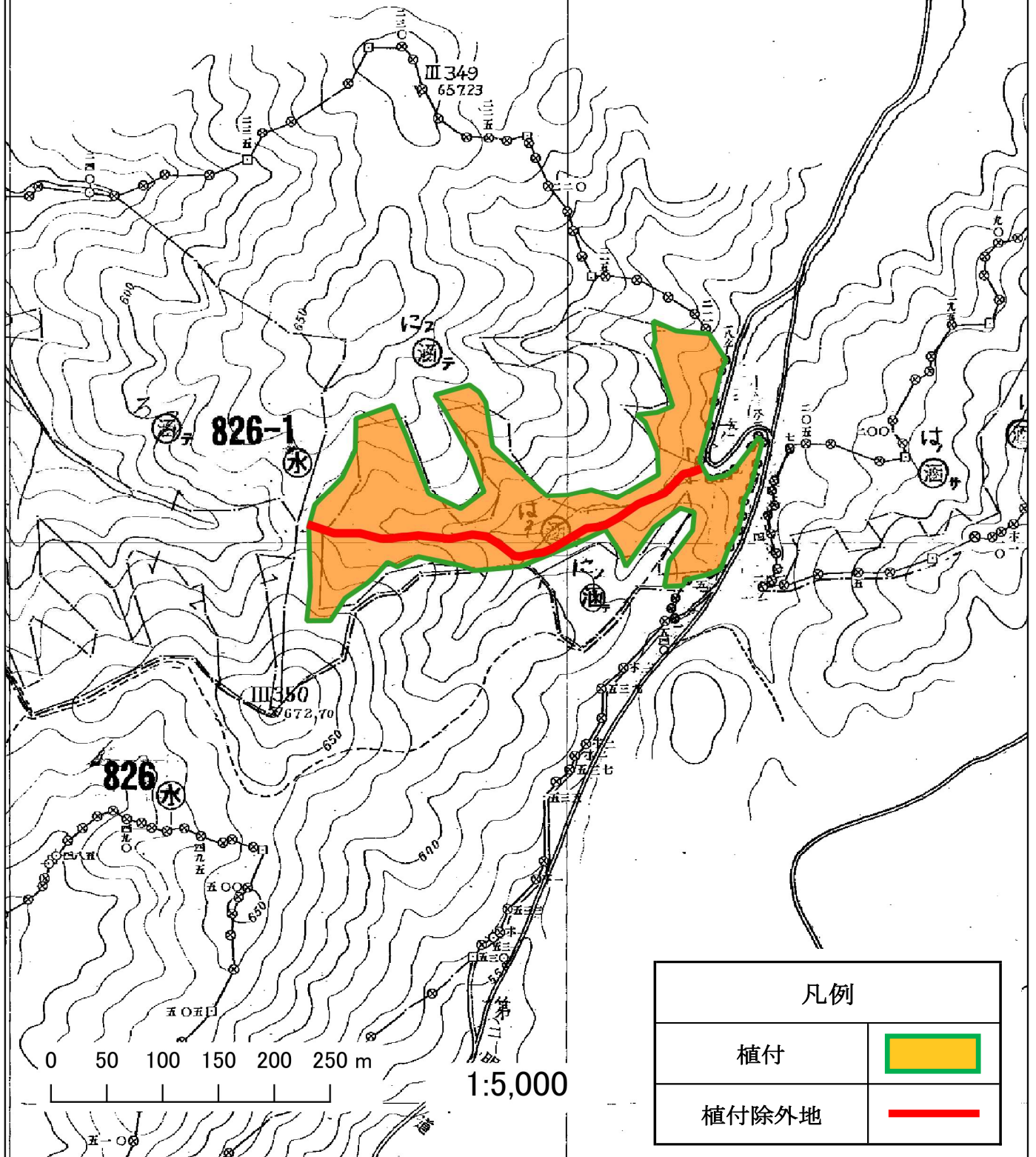
森林整備事業位置図

明現山国有林 826-I は 2 林小班

作業種：植付(新植)

N

起点

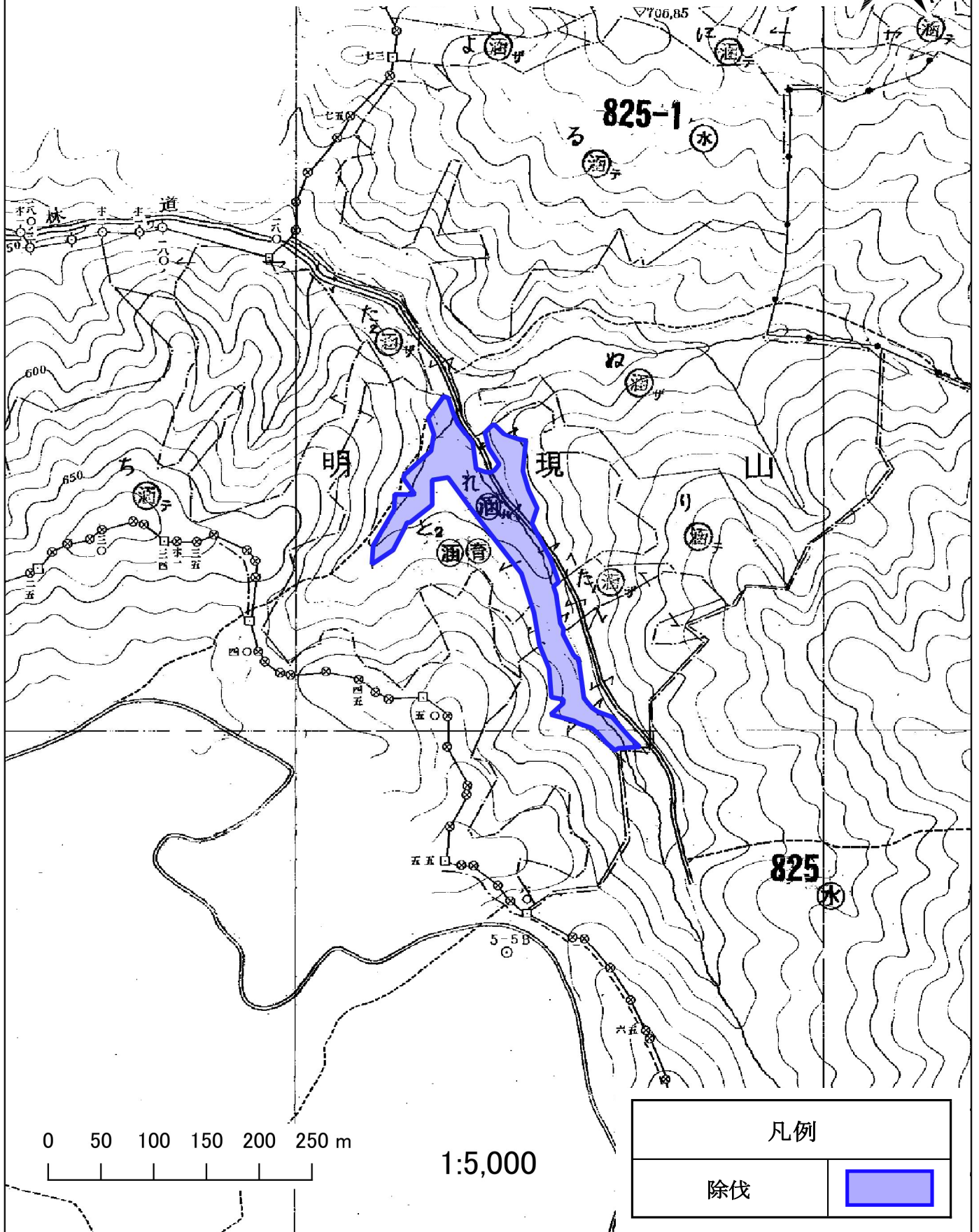


県

森林整備事業位置図

明現山国有林 825-I ね 林小班

作業種：除伐

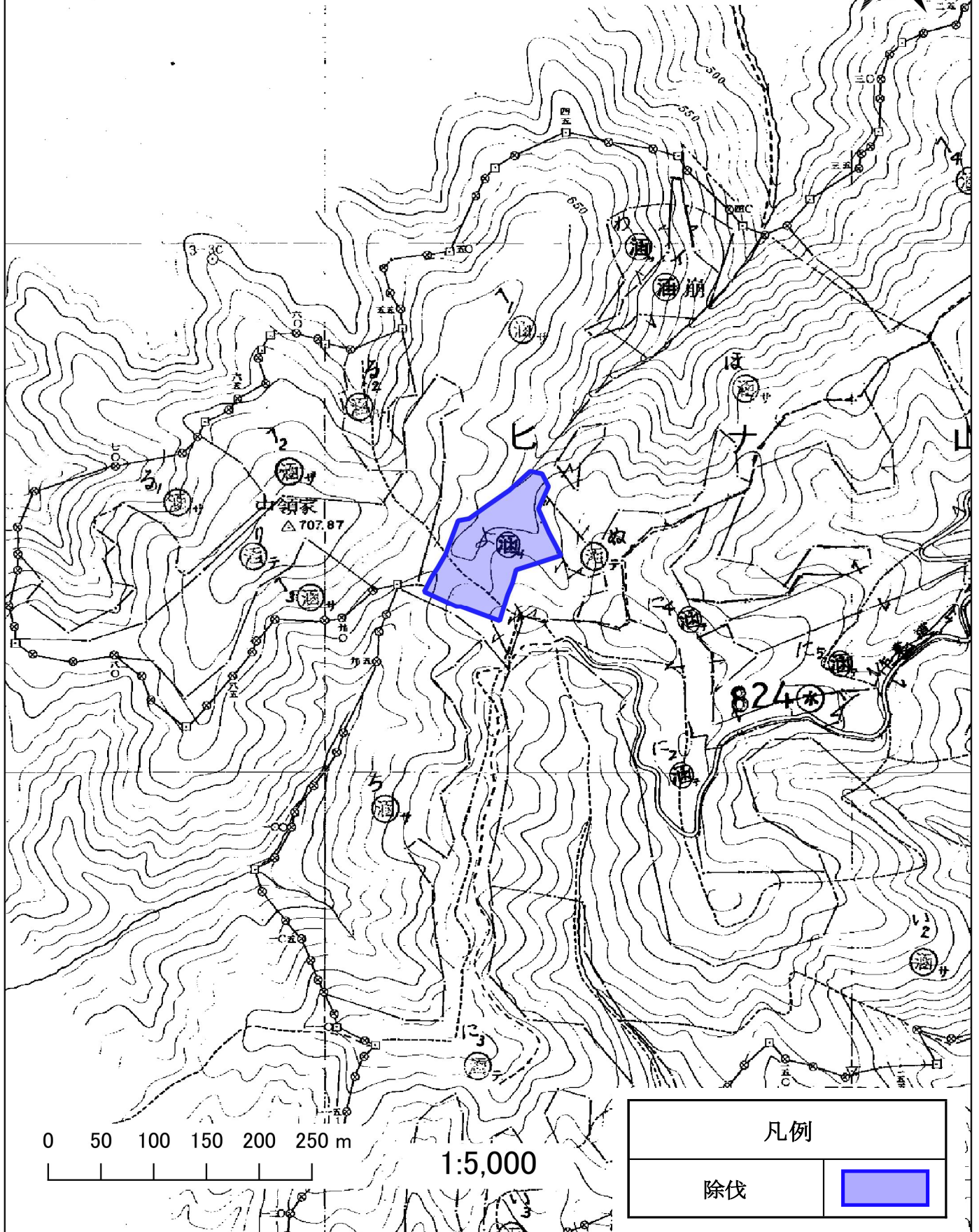


森林整備事業位置図

ヒナ山国有林 824よ 林小班

作業種：除伐

4-31



凡例

除伐



(別紙) 契約情報の公表様式
請負事業の契約情報

事業名 : 明現山国有林外森林整備事業 (造林)

広島北部森林管理署

作業種	森林事務所	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件				
						傾斜・植生等	間伐量	作業手段	作業方法	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤地点
地拵	西城	明現山	826-I は2	3.36ha	契約締結日の翌日から 令和7年3月14日まで	中19%、やや易81%	-	機械 (人力併用)	全刈 存置	17.0	24	神石高原町 神石支所
計				3.36ha								
植付 (新植)	西城	明現山	826-I は2	3.71ha	令和6年9月20日から 令和6年11月30日まで 令和7年2月20日から 令和7年3月14日まで	中20%、易80%	-	人力	-	17.0	24	神石高原町 神石支所
計				3.71ha								
除伐	西城	明現山	825-I れ	1.47ha	契約締結日の翌日から 令和7年3月14日まで	難100%	-	機械	-	17.4	26	神石高原町 神石支所
		ヒナ山	824 よ	0.92ha		難100%	-			17.8	32	神石高原町 神石支所
計				2.39ha								